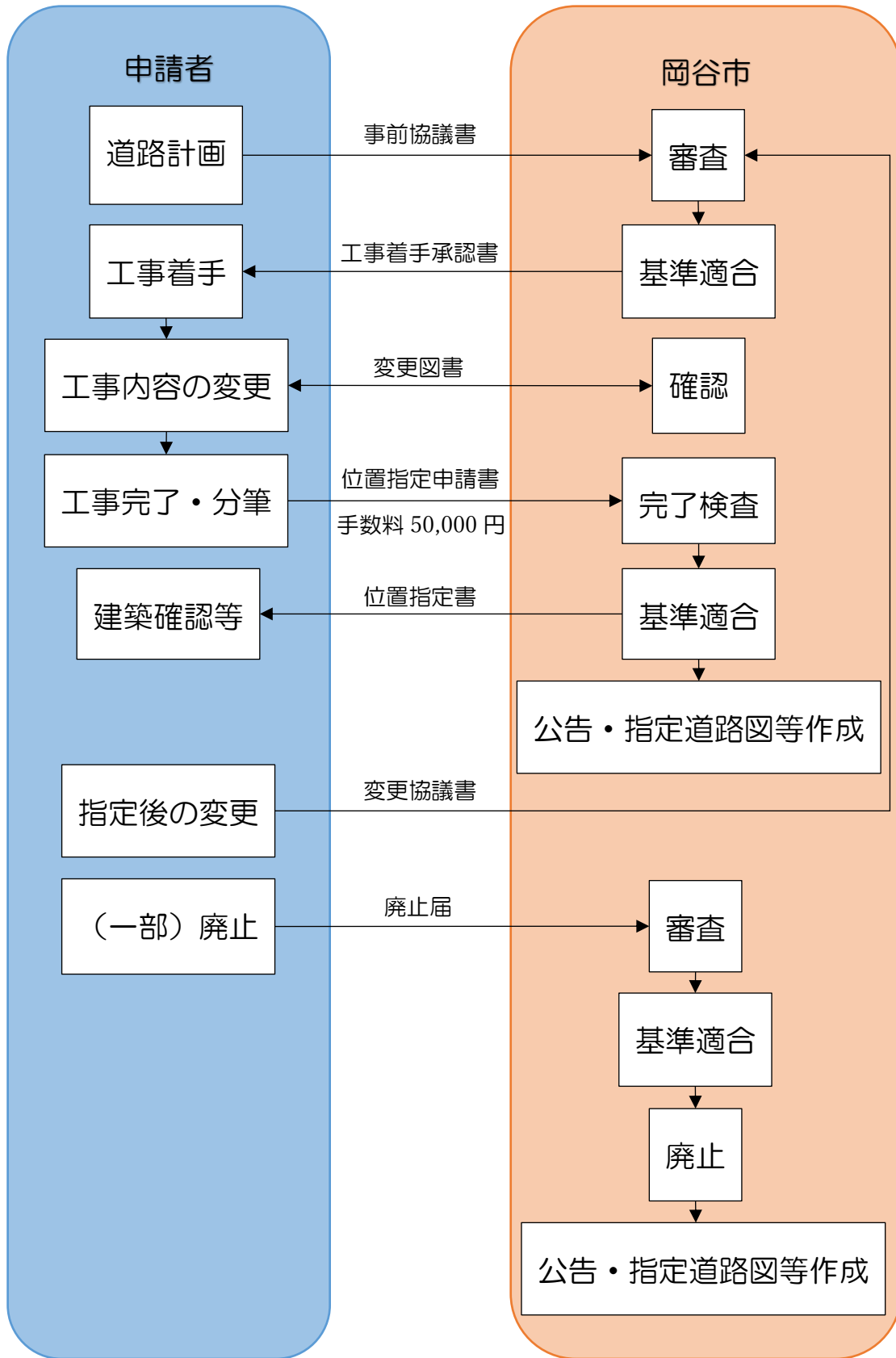


岡谷市 道路位置指定 取扱要領

平成26年4月作成
(令和4年9月改訂版)
都 市 計 画 課

道路位置指定申請手続きの流れ



(趣旨)

第1 この要領は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により道路の位置の指定を行うことについて、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）及び岡谷市建築基準法施行細則（昭和56年岡谷市規則第10号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事前協議書の提出)

第2 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として、指定を受けようとする道路（以下「指定道路」という。）の築造工事に着手する前に、道路の位置指定に関する事前協議書（様式第1号）に別表1に定める添付図書等を添えて、市長に提出しなければならない。

(指定道路の審査)

第3 市長は、前項の協議書を受理したときは、指定道路が政令第144条の4及び第13に定める基準（以下「道路に関する基準」という。）に適合するかどうかを審査し、必要があるときは、他法令の規制等に関して関係機関に意見を求める。

(工事着手の承認)

第4 市長は、指定道路が道路に関する基準に適合することを確認したときは、指定道路築造工事着手承認書（様式第2号）を申請者に交付する。

2 申請者は、前項の承認書が交付された後でなければ、指定道路の築造工事に着手できない。

(工事着手承認後の変更)

第5 申請者は、第4の承認書が交付された後において工事内容を変更しようとするときは、速やかに、変更に係る添付図書等を市長に提出し、変更内容が道路に関する基準に適合することの確認を受けなければならない。

2 前項の場合において、市長は、必要があるときは、他法令の規制等に関して関係機関に意見を求める。

(申請書の提出)

第6 申請者は、指定道路の築造工事が完了したときは、道路の敷地となる土地を分筆し、規則第5条に規定する建築基準法による道路の位置指定申請書に省令第9条及び別表1に定める添付図書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の土地の分筆範囲は、道路を構成する側溝、縁石、擁壁及び法面（宅地を造成する

ための擁壁及び法面を除く。)を含むものとする。

- 3 省令第9条に規定する法第42条第1項第5号の道路の位置の指定を受けようとする道路の敷地となる土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の承諾書は、権利者承諾書(様式第3号)によるものとし、当該道を政令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者の承諾書は、管理者承諾書(様式第4号)によるものとする。

(完了検査)

- 第7 市長は、第6の申請書を受理したときは、申請者の立会いの下に遅延なく完了検査を行う。

(位置指定書の交付)

- 第8 市長は、築造された道路が、第7の完了検査の結果、道路に関する基準に適合することを確認したときは、申請者に建築基準法による道路の位置指定書(様式第5号)を交付する。

(公告手続)

- 第9 市長は、法第42条第1項第5号の規定による指定をしたときは、速やかに、省令第10条第1項の規定により公告をする。

(指定道路図等の作成)

- 第10 市長は、法第42条第1項第5号の規定により指定した道路(以下「位置指定道路」という。)について、指定道路図及び指定道路調書を作成する。

(位置指定道路の変更に係る事前協議)

- 第11 位置指定道路について次に掲げる事項を変更しようとする者は、変更に係る工事に着手する前に、位置指定道路の変更協議書(様式第6号)に別表1に定める添付図書等を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 転回広場の形状
- (2) 道路の幅員
- (3) 道路の延長の短縮
- (4) 道路の縦断勾配
- (5) その他市長が必要と認める事項

- 2 第3から第9までの規定は、前項(第3号を除く。)の場合に準用する。この場合において、第4第1項中「指定道路築造工事着手承認書(様式第2号)」とあるのは「位置指定道路変更工事着手承認書(様式第7号)」と、第6第1項中「規則第5条に規定する建築基準法による道路の位置指定申請書」とあるのは「規則第7条に規定する建築基準法に

よる道路の変更位置指定申請書」と、第8中「建築基準法による道路の位置指定書（様式第5号）」とあるのは「建築基準法による道路の変更位置指定書（様式第8号）」とする。

- 3 第1項第3号の変更の場合においては、第12の規定を準用する。
- 4 位置指定道路を延長しようとする場合は、当該延長部分は新たな位置指定道路とみなし、この要領の規定を適用する。
- 5 市長は、位置指定道路を変更したときは、遅延なく変更した道路の指定道路図及び指定道路調書にその旨を記載する。

（位置指定道路の廃止）

- 第12 位置指定道路を廃止しようとする者は、規則第8条に規定する建築基準法による私道の廃止届に、廃止承諾書（様式第9号）及び別表2に定める添付図書等を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 位置指定道路の廃止は、廃止する位置指定道路に接する敷地が法第43条第1項及び長野県建築基準条例（昭和46年長野県条例第40号）第4章の規定に適合する場合に限りすることができる。
- 3 位置指定道路の廃止の公告手続きは、第9を準用する。
- 4 市長は、位置指定道路を廃止したときは、遅延なく廃止した道路の指定道路図及び指定道路調書にその旨を記載する。

（指定基準）

- 第13 位置指定道路の基準は、政令第144条の4第1項各号に掲げるもののほか、別に定める技術基準による。

（道路後退）

- 第14 開発区域の敷地が法第42条第2項に規定する道路に接する場合は、道路後退部分の土地について、市に提供するよう努めなければならない。

附 則

この要領は、令和4年9月30日から施行する。

別表 1

建築基準法による道路の位置指定申請書（事前協議書）に添付すべき図書

書類（図面）の種類		記載内容等	備考
委任状			申請を代理する場合に添付（様式は任意）
権利者承諾書（様式第3号） （省令第9条）		指定道路の敷地となる土地に権利を有する者（所有権、地上権、抵当権など全部事項証明書に記載の権利者）すべてからの承諾	事前協議書には添付不要
管理者承諾書（様式第4号） （省令第9条）		指定道路を道路に関する基準に適合するように管理する者の承諾	同上
承諾者の印鑑証明書		発行後3ヶ月以内のもの	同上
関係土地の全部事項証明書 （土地の登記簿謄本）		指定道路及び既存指定道路部分に係る証明書で、発行後3ヶ月以内のもの	同上
図面類	附近見取図（省令第9条）	省令第9条の表に定める事項	縮尺 1/2, 500 程度
	地籍図（省令第9条）	省令第9条の表に定める事項	縮尺 1/100～500 程度
	公図	法務局備えの公図で、発行後3ヶ月以内のもの 指定道路及びその道路によって開発しようとする土地（以下「開発予定地」という。）等を含む 指定道路及び開発予定地の形状を赤線により明示	
	求積図及び求積表	指定道路及び開発予定地の面積、各宅地の面積その他（道路後退部分等）	
	計画平面図	方位、縮尺、開発予定地、指定道路の位置・幅員・延長、土地の境界・土地の高低、接続する道路の位置・幅員・種別、予定区画の形状、道路及び宅地の排水計画、周囲の既存建物・工作物の位置、都市計画道路の位置、道路後退線の位置、自営工事・占用箇所等	縮尺 1/100～500 程度
道路構造図 （横断図、縦断図、擁壁・排水施設等）	縮尺、形状、延長、幅員、勾配、路盤構成、接続する道路の高さ等 川、水路等を道路に含む場合はその断面図	縮尺 1/20～50 程度	
排水計画計算書		流量計算書、浸透計算書等	都市計画法に基づく開発行為許可の排水施設基準に準拠して計算
関係機関等の許可書等の写し		指定道路内に赤線を含む場合、水路占用許可を要する場合、雨水排水のために承諾を要する場合、接続道路の自営工事を要する場合等	指定道路内に赤線を含む場合や水路占用許可を受けている場合等に添付
既存位置指定道路所有者の承諾書及び印鑑証明書		指定道路を既存位置指定道路に接続させる場合、既存位置指定道路の土地の所有者全員からの承諾書及び印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの）	指定道路を既存位置指定道路に接続させる場合に添付
工事写真		浸透施設施工状況及び路盤構成等	事前協議書には添付不要

注1) 提出部数は、正副2部。

注2) 承諾書、印鑑証明書、全部事項証明書などの原本は、正本に添付すれば足りる。

注3) 図面には、作成者の記名をすること。

注4) 変更協議書及び変更申請には、上記図書のうち、変更に係る前（指定時のもの）と後の図書を添付すること。

別表 2

建築基準法による私道の廃止届に添付すべき図書

書類（図面）の種類		記載内容等	備考
委任状			申請を代理する場合に添付 （様式は任意）
廃止承諾書（様式第9号）		廃止しようとする位置指定道路及び接する土地に権利を有する者（所有権、地上権、抵当権など全部事項証明書に記載の権利者）すべてからの承諾	
承諾者の印鑑証明書		発行後3ヶ月以内のもの	
関係土地の全部事項証明書 （土地の登記簿謄本）		廃止しようとする位置指定道路及び接する土地に係る証明書で、発行後3ヶ月以内のもの	
図面類	付近見取図	廃止しようとする位置指定道路の場所がわかる図面	縮尺 1/2, 500 程度
	公図	法務局備えの公図で、発行後3ヶ月以内のもの 位置指定道路及び接する土地を含むもの 位置指定道路の形状を赤線により明示	
	道路平面図	廃止しようとする位置指定道路に接する建築物の敷地が、法第43条第1項及び長野県建築基準条例第4章の規定に適合していることを明示	縮尺 1/100～500 程度
位置指定書の写し			保有していない場合は、指定番号及び指定年月日を道路平面図に明示

注1) 提出部数は、正副2部。

注2) 承諾書、印鑑証明書、全部事項証明書などの原本は、正本に添付すれば足りる。

注3) 図面には、作成者の記名をすること。